

令和2年 清里町農業委員会第6回議事録

清里町農業委員会第6回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 令和2年6月25日(木)

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 14時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	青野 徹	8	五味 定信
2	柳谷 克彦	9	岩井 清郎
3	早川 秀和	10	島田 慎司
4	鈴木 良則	11	河西 富士夫
5	佐藤 均	12	太田 智美
6	新井 大介	13	岡本 勝弘
7	垂石 義秋	14	森本 宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無 し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無 し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	河合 雄司	事務局次長	横畠 敏樹

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件名
議 案 第 15 号	農業振興地域整備計画の変更について
議 案 第 16 号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 17 号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 18 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、14名です。

ただいまから、令和2年第6回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますがご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

5番 佐藤委員、6番 新井委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1. 清里町地域農業再生協議会定期総会です。日時は令和2年6月11日午後1時分からとなっております。場所につきましては、清里町役場3階各種委員会室でございます。この協議会ですが町、農業委員会、農協、オホーツク農業共済組合で構成されております。農業委員会からは森本会長が出席しております。内容といたしましては、令和元年度事業報告・収支決算及び令和2年度事業計画・収支予算案の提案・決定でございます。

2. 農業関係機関代表者会議です。日時は令和2年6月11日、午後2時10分からとなっております。場所につきましては、清里町役場3階各種委員会室でございます。出席者といたしましては町、農業委員会、普及センター、農協、町議会、酪農組合、農民連盟であります。内容といたしましては、令和元年度農業関連事業実績及び令和2年度農業関連事業計画、関係機関との情報交換でございます。農業委員会を代表して森本会長が出席しております。

以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第15号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。1番について調査委員の岩井委員に説明を求めます。

9番 (岩井委員)

9番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年6月5日に申し出があり、令和2年6月15日に申請人、調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、上斜里●●●、1筆。
地目は、公簿、畑、現況は宅地で
台帳面積の合計は1,219.00㎡です。（図面参照）

この住宅は平成2年に建設されましたが、この度追認申請が行われたものです。
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の島田委員に説明を求めます。

10番（島田委員） 10番 2番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、他1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は766.00㎡です。（図面参照）

変更の目的は住宅の建設で、農業後継者の住宅の建設を予定しております。
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 3番について調査委員の佐藤委員に説明を求めます。

5番（佐藤委員） 5番 3番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は476.00㎡です。（図面参照）

変更の目的は農業用施設の建設で、
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
農業振興地域からの用途区分の変更はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 4番について●●●委員は当事者となりますので一時退席を求めます。4番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。

13番（岡本委員） 13番 4番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●●、1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は223.00㎡です。（図面参照）

転用の目的は農業用洗車施設の建設で、
病原菌の拡散を防ぐための施設であり、
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
農業振興地域からの用途区分の変更はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第15号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第16号、農地法第4条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の岩井委員に説明を求めます。

9番（岩井委員）	<p>9番 1番について説明いたします。</p> <p>本件は、令和2年6月5日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。</p> <p>申請人は●●●さんであります。</p> <p>土地の所在は、上斜里●●●、1筆。 地目は、公簿、畑、現況は宅地で 台帳面積の合計は1,219.00㎡です。（図面参照）</p> <p>この住宅は平成2年に建設されましたが、この度追認申請が行われたものです。 調査委員の意見としましては、営農上必要な施設整備であり、 転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>審議について、宜しくお願ひ致します。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	2番について調査委員の佐藤委員に説明を求めます。
5番（佐藤委員）	<p>5番 2番について説明いたします。</p> <p>本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。</p> <p>申請人は●●●さんであります。</p> <p>土地の所在は、向陽●●●、1筆。 地目は、公簿、現況ともに畑で、 台帳面積の合計は476.00㎡です。（図面参照）</p> <p>転用の目的は農業用倉庫の建設で、 工事期間は令和2年6月26日から令和2年11月30日であります。 調査委員の意見としましては、営農上必要な施設の整備であり、 転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>審議について、宜しくお願ひ致します。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	3番について青野委員は当事者となりますので一時退席を求めます。3番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。
13番（岡本委員）	13番 3番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●●、1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は223.00㎡です。（図面参照）

転用の目的は、農業用洗車場の建設で、
工事期間は許可日から令和2年12月10日であります。
調査委員の意見としましては、営農上必要な施設であり、
転用はやむを得ないと考えます。

審議について、宜しく願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第16号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第17号、農地法第5の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の島田委員に説明を求めます。

10番（島田
委員）

10番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人の内
貸主は、●●●さんであります。
借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●●、他1筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で
台帳面積の合計は482.86㎡です。

転用の目的は農家住宅の建設であります。

工事計画期間は、許可の日より、令和2年11月30日までといたします。（図面参照）

調査委員の意見としては
営農上、必要な施設の整備であり、転用はやむを得ないと
の意見であります。

以上、審議について、宜しく願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

1番（青野
委員）

1番 2番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人の内

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●●、1筆。

地目は、公簿、現況ともに畑で

台帳面積の合計は9,615.00㎡です。

転用の目的は当該地が、表土が浅く地表面に砂利が露出しているため、埋蔵する砂利を取り除き、表土・火山灰の埋戻しにより、耕作の改善を行うためであります。

工事計画期間は、令和2年11月1日より、令和3年10月31日までの1年間です。（図面参照）

調査委員の意見としては

営本申請地については、砂利採取を行うことにより、農地条件が改善されるため、一時転用をすることは、営農上必要でありやむを得ないとの意見であります。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

3番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

1番（青野委員）

1番 3番について説明いたします。

本件は、令和2年6月2日に申し出があり、令和2年6月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局立ち合いのもと、現地調査を開催しております。

申請人の内

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●●、1筆。

地目は、公簿、現況ともに畑で

台帳面積の合計は26,864.00㎡です。

転用の目的ですが、当該地は、西傾斜の多少きつい勾配を持った畑地であるが毎年のように雨水によるのり面崩壊があるので火山灰を採取して多少勾配のある東側傾斜の畑地に改良工事を行う。雨水は、沈砂池に集水して、上澄み水だけを配するする。

工事計画期間は、令和2年6月26日より、令和5年7月31日までの3年1か月間です。（図面参照）

調査委員の意見としては、

本申請地については、火山灰採取を行うことにより、農地条件が改善されるため、一時転用をすることは、営農上必要でありやむを得ないとの意見であります。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第17号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。1番について調査委員の早川委員に説明を求めます。

3番（早川
委員）

3番 1番について説明いたします。

本件は令和2年6月3日に申し出があり、令和2年6月15日に、申請人、右記載の調整委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人のうち

譲渡人は、●●●さん

譲受人は、●●●さんであります。

土地の所在は、上斜里●●●、他10筆。

地目は、公簿、現況ともに畑で、

台帳面積の合計は、183,032.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は、

令和2年6月26日。対価は無償で、

当事者間の法律関係は贈与です。

今回は、親子間の贈与であり、譲受人については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、今後も安定した農業経営が望めます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第18号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙 手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第18号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 河合 雄司 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和2年7月7日

会 長 森本 宏

署名委員 佐藤 均

署名委員 新井 大介